

(医療保険) 訪問看護サービス重要事項説明書

1. 法人・事業所の概要

法人の名称	合同会社 SOL
法人所在地	茨城県稲敷郡阿見町中央1丁目10-18
法人種別	営利法人
代表者氏名	小原 高輝
電話番号	029-828-7511

事業所名	訪問看護ステーション LAMP
所在地	茨城県稲敷郡阿見町中央1丁目10-18
事業所番号	
サービス提供地域	阿見町・土浦市・稲敷市・牛久市・龍ヶ崎市・利根町・美浦村 ※上記地域以外でもご希望の方はご相談ください。

2. 事業の目的と運営方針

ご利用者様の生活の質を確保し、健康管理及び日常生活活動の維持・回復を図るとともに、在宅医療を推進し、快適な在宅療養ができるよう努めます。

また、必要なときに必要な訪問看護の提供ができるよう、関係区市町村、地域包括支援センター、保健所及び近隣の他の保健・医療又は福祉サービスを提供する者との密接な連携を保ち、総合的なサービスの提供に努めます。

3. 職員体制

	常勤	非常勤	業務内容
看護師	1名以上	0または 1名以上	訪問看護計画および指導、利用者の居宅における保健衛生や看護業務全般
准看護師	0または1名以上		利用者の居宅における看護業務

4. 営業日・時間および休日

1) 営業日 月曜日から土曜日

2) 営業時間 午前9時00分から午後5時30分

3) 休日 日曜日、祝祭日、年末年始（12月30日から1月3日）

*緊急時は24時間、365日対応

5. サービスの内容及び提供について

1) サービスの内容

- ① 別紙の日程により訪問看護サービスを提供します。
- ② サービスは主治医の指示書に基づきご利用者の状況に応じて訪問看護計画を作成し、これに沿って提供します。

2) サービス提供の記録等

- ① 訪問看護計画書の内容に沿ってサービスの提供の状況等に関する訪問看護報告書を作成し、ご利用者に説明の上で主治医に提出します。
- ② 訪問看護のその処遇を行った日から5年間は適正に保管し、ご利用者の求めに応じて閲覧することができます。
- ③ 訪問看護のサービス記録として、訪問ごとにサービス提供の状況について記録します。

3) サービス提供方法等

- ① 訪問看護の実施にあたっては、ご利用者の居宅において看護師その他省令で定める者が療養上の世話または必要な診療の補助を主治医の訪問看護指示書に基づき行います。
- ② サービス提供の責任者は次の通りです。
氏名 : 宮崎 愛
連絡先 : 029-828-7511
- ③ サービスについてのご相談がある場合には、どんなことでもお申し出ください。

6. 利用者負担金及び支払い方法

1) 利用料

ご利用者の方からいただく負担金は別紙のとおりです。

この金額は、医療保険の法定利用料に基づく金額です。

2) 請求書は毎月月末に締め切り、翌月15日以内にご利用者または家族にお渡しします。

3) お支払い方法は、指定預金口座から翌月26日に引き落とします。何らかの理由により引き落とし不能の場合は、翌々月に繰越して合算での引き落としとなります。領収書は引き落とし確認後に発行します。

4) ご利用者または家族に対して当該サービスの内容および費用について説明を行い、ご利用者の同意を得るものとします。

5) その他の費用の領収が必要となった場合は、その都度協議してご利用者等に説明し同意を得たものに限り徴収します。

6) 交通費

当ステーションが指定するサービス提供地域にお住まいのご利用者は無料です。それ以外の地域にお住まいのご利用者は交通費の実費をご負担いただくこともあります。なお、自動車を使用した場合の通常の実施地域を超える場合1km毎に90円を徴収いたします。

7) キャンセル料

ご利用者がサービスを中止する場合には、できるだけ速やかに下記までご連絡ください。

連絡先 : 029-828-7511

前日までにキャンセルのご連絡がない場合キャンセル料3,000円いただきます。

(但し、緊急やむを得ない場合は除きます。)

7. セクハラ・パワハラに関して

- 1) サービス提供時、サービス提供に支障のある言動や態度が見受けられる場合は直ちにサービス提供を中止します。(暴言・暴力・卑猥な言動や態度等)
- 2) 職員から報告を受けた事業所は、その真意の確認を行うとともに悪質な場合においてサービス提供の実施を終了するものとします。

8. 緊急時の連絡方法

連絡先は別紙の通りです。

9. 事故発生時の対応方法

当事業所のサービス提供において、事故等の緊急な事象が生じた場合には、事業所の管理者またはサービス担当者をご利用者の主治医または事業者の協力医療機関への連絡を速やかに行い、医師の指示に従い必要な措置を講じます。

10. 虐待防止のための措置に関する対応

- 1) 当時業者は虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとします。
 - ①虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、看護職員などに周知徹底を図ることとします。
 - ②虐待の防止のための指針を整備します。
 - ③看護職員等に対し、虐待の防止のための研修を定期的に(年1回)実施します。
 - ④前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこととします。
- 2) 当事業所は、サービス提供中に、看護職員等又は療養者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとします。

11. 要望、苦情、相談について

当事業所のサービスについてご要望やご不明な点、苦情等がございましたら相談窓口までお申し出ください。

<相談窓口>

訪問看護ステーション LAMP 担当：宮崎 愛

連絡先 029-875-7511

12. 秘密の保持

- 1) 当事業所は、業務上知り得たご利用者または家族の秘密を厳守し、漏洩することがないよう個人情報の保護管理を徹底します。
- 2) ご利用者の個人情報を用いる場合は予め、ご利用者または家族からの同意をいただきます。

訪問看護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項及び利用料の説明を行いました。

令和 年 月 日

事業所の名称 : 訪問看護ステーション LAMP
事業所の所在地 : 茨城県稲敷郡阿見町中央1丁目10-18

説明者氏名 : 印

私は本書面に基づいて事業所から重要事項の説明を受け、訪問看護サービスの提供開始に同意しました。

(利用者)

住所

氏名

印

(

利用者は署名することが困難なため利用者本人の意思を確認の上、私が利用者に代わり、その署名を代行しました。

(署名代行者)

氏名

印

(続柄)